



< 最近の話題 > 調剤報酬改定情報(4) - 外来服薬支援料/服用薬剤調整支援料/服薬情報等提供料 -

☘外来服薬支援料

項目	改定後	増減	備考
1 外来服薬支援料 1	185点	無し	現行の外来服薬支援料
2 外来服薬支援料 2		新設	現行の一化化加算は廃止 多種類の薬剤が投与されている患者又は自ら被包から取り出して服用することが困難な患者に対して、 <u>医師の了解を得た上で、薬剤師が内服薬の一化化及び必要な服薬指導を行い、当該患者の服薬管理を支援</u> した場合の評価を新設
イ 42日分以下の場合 7日分ごと	34点		
ロ 43日分以上の場合	240点		

患者のフォローアップが必要？

☘服用薬剤調整支援料

項目	改定後	増減	備考
1 服用薬剤調製支援料 1 (月 1 回)	125点	無し	現行の封用薬剤調製支援料 1 と同じ 服用期間 4 週間→内服薬 6 種類→2 種類原薬→4 週間継続
2 服用薬剤調製支援料 2 (3 月に 1 回)			複数医療機関から合計 6 種類以上の内服薬が処方されている患者に、減薬等の提案により処方された内服薬が減少した実績に応じた評価に変更。 実績がある場合に 110 点、提案のみでは 90 点。
イ 重複投薬等の解消の実績あり	110点	10点	
ロ 上記以外の場合	90点	▲10点	

※本支援料はポリファーマシー解消に向けて内服薬 6 種類以上の場合の評価であるが、同様の評価が調剤管理量でも調剤管理加算として評価されている。

調剤管理加算 (新設):

- ・始めて処方箋を持参した場合 = 3 点
- ・2 回目以降に処方箋を持参した場合で、処方変更ありの場合 = 3 点

☘服薬情報等提供料

項目	改定後	増減	備考
1 服薬情報等提供料 1 (月 1 回)	30点	無し	医療機関からの求めに応じた服薬情報の提供
2 服薬情報等提供料 2 (月 1 回)	20点	無し	薬剤師が必要性を認めた場合の服薬情報の提供
3 服薬情報等提供料 3 (3 月に 1 回)	50点	新設	入院予定の患者の持参薬管理と、患者の服用薬を一元的に把握した場合の評価 [算定要件] ・医療機関からの求めに応じて、患者の同意を得た上で実施する ・必要に応じて患者が持参した服用薬整理 ・医療機関に必要な情報を文書で提供

在宅の新たな評価 - 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算/在宅中心静脈栄養法加算 -

【在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算】 1 回につき 250 点

在宅で医療用麻薬持続注射療法が行われている患者に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合についての新たな評価

[算定要件] 投与及び保管の状況、副作用等を確認し、管理・指導を行った場合。麻薬管理指導加算と併算定不可

[施設基準] 麻薬小売業者、高度管理医療機器の販売の許可

【在宅中心静脈栄養法加算】 1 回につき 150 点

在宅中心静脈栄養法が行われている患者に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合についての新たな評価

[算定要件] 投与及び保管の状況、副作用等を確認し、管理・指導を行った場合。

[施設基準] 高度管理医療機器または管理医療機器の販売業の届出を行っていること